

お客様へ

ありがとう投信株式会社

『特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款』新設のお知らせ

平成 20 年度税制改正により平成 22 年 1 月以降、弊社を通じてお支払する『ありがとうファンド』の分配金について、「源泉徴収あり」を選択した特定口座への受け入れが可能となります。

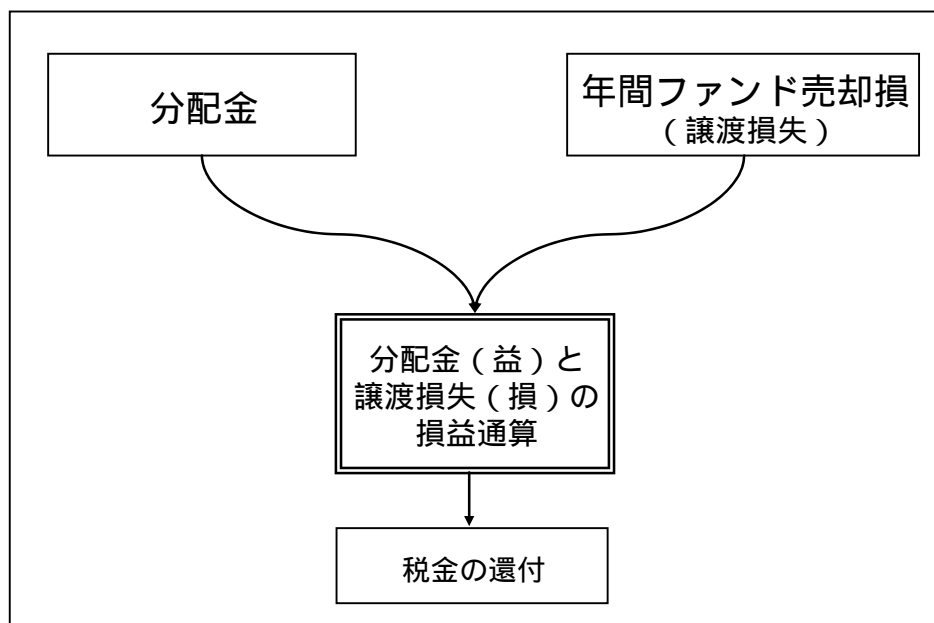
これにより『ありがとうファンド』の分配金と年間譲渡損失額（ファンドの年間売却損）とを特定口座内で損益通算する事ができます。その際、実際の納付税額とすでに徴収されている源泉税額の差額をお客様へ還付いたします。

上記の適用につきましては、既に特定口座「源泉徴収あり」で開設されているお客様においては別途のお申込を必要とせず適用されます。特定口座「源泉徴収なし」及び一般口座のお客様への適用はございません。また、分配金を「源泉徴収あり」の特定口座に受け入れた以降は、その年について「源泉徴収あり」の選択を取り止めることはできなくなります。

以上の事を定めた「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」(新設)を添付しておりますので、ご一読下さい。

ご不明な点につきましてはカスタマーサービス部(03-5807-9710)までお問合せ下さい。

「源泉徴収あり」の特定口座を開設されているお客様が対象



特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当社のお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの(当社の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。)のみを受入れます。

2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日までに又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日までに又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき

お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(約款の変更)

第7条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとします。

附則 この約款は平成22年1月1日より適用させていただきます。

以上

『特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款』の新設に伴い従来の特定口座約款を一部改訂いたしました。

特定口座約款の新旧対照表

下線部_____は訂正部分を示します。

新	旧
<p>第2条(申込方法等)</p> <p>お客様は、当社に特定口座を開設される際には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書に必要事項を署名・捺印の上、犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類又はその写しを添えて申し込みいただきます。その際、特定口座の仕組みについて不明な点があれば、当社に確認ください。</p> <p>2～7(現行どおり)</p> <p><u>8 お客様が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。</u></p>	<p>第2条(申込方法等)</p> <p>お客様は、当社に特定口座を開設される際には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書に必要事項を署名・捺印の上、犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類又はその写しを添えて申し込みいただきます。その際、特定口座の仕組みについて不明な点があれば、当社に確認ください。</p> <p>2～7(省略)</p> <p>(新設)</p>

以上